

中央会

・とちぎ・

Monthly

2021 vol.641

10

特集 バーチャル組合総会／理事会の開催について



宇都宮卸商業団地協同組合空撮写真

page 5 組合NEWS
特別回「官公需適格組合」特集

page 10 関係機関からのお知らせ

page 6 景況レポート（令和3年8月分）

page 12 中央会からのお知らせ

page 8 組合インタビュー「この人に聴く」
Vol. 30：宇都宮卸商業団地協同組合
櫻岡一男専務理事

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させるため、バーチャル出席による総会の開催ニーズが高まったことを受け、このほど中小企業等協同組合法施行規則等の関係省令の改正が行われました。これにより、中小企業組合等はバーチャルオンリー型総会の開催が可能となりましたが、開催するにあたっては法的・実務的に留意すべき事項があり、注意が必要です。

今回はバーチャル組合総会を採用するにあたっての基本的な考え方を明示すると共に、その際に留意すべき事項や具体的な対応策について解説します。

バーチャル組合総会とは

「バーチャル組合総会」とは、インターネット等の手段（TV会議システム、Web会議システム、電話会議システム等のIT等を活用した情報伝達手段）を利用して行われる総会を指します。

これには、総会の開催場所を設けたうえで、そこに所在しない人の出席を認める「ハイブリッド型」と、今回の制度改正で追加された、物理的な場所を定めことなく参加者全員がインターネット等の手段で出席する「バーチャルオンリー型」があります。

	リアル組合総会	バーチャル組合総会	
	リアル型	ハイブリッド型	バーチャルオンリー型 ★今回の改正により実施可能
概要	理事や組合員等が一堂に会する物理的な場所において開催される総会をいう。	物理的な「場所」を定めるとともに、当該場所に在所しない理事や組合員等が、インターネット等の手段を用いて、総会に法律上の「出席」をすることができる総会をいう。	物理的な「場所」を定めことなく、理事や組合員等が、インターネット等の手段を用いて、総会に法律上の「出席」をする総会をいう。
イメージ	 <p>リアル出席のみ</p>	 <p>リアル出席＋バーチャル出席</p>	 <p>バーチャル出席のみ</p>

バーチャル組合総会のメリット・デメリット

～メリット～

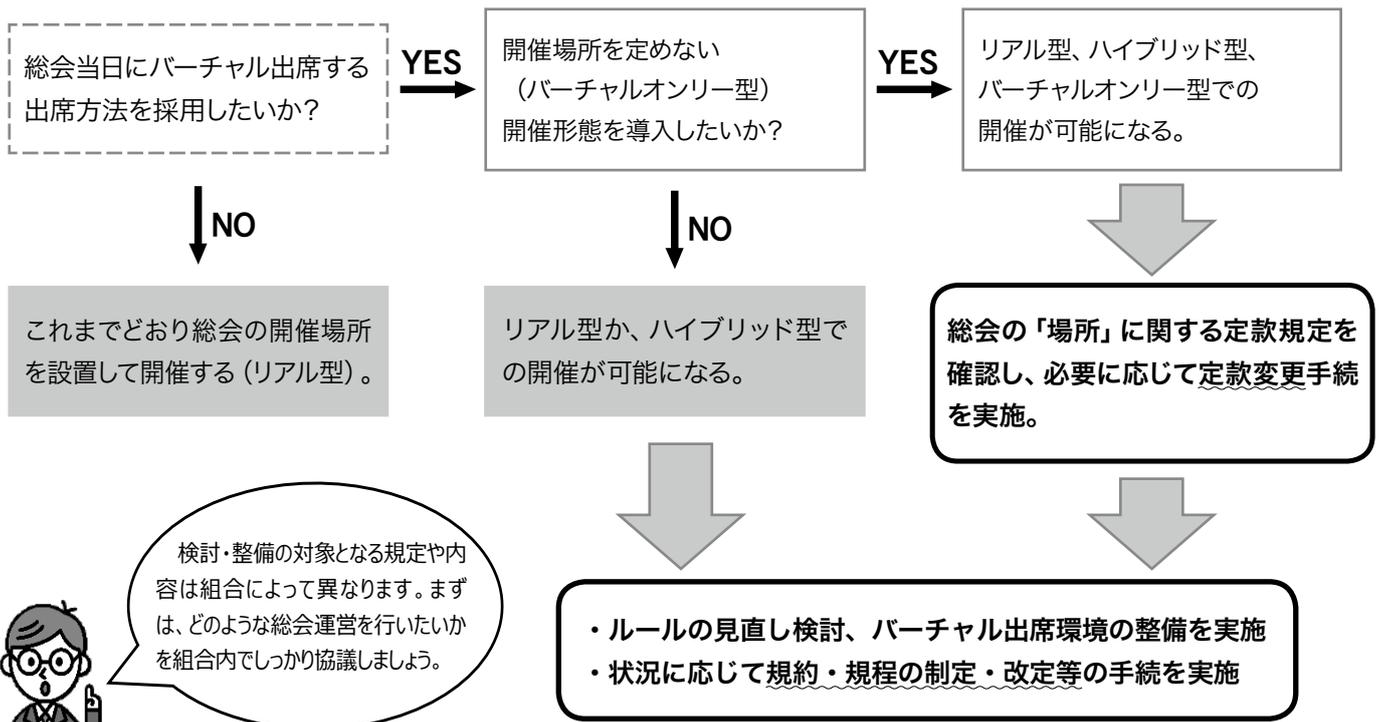
- 感染症リスクの軽減
- 会場費や印刷費等のコスト削減
- 遠方組合員の出席機会の拡大
- デジタル化の促進

～デメリット～

- 運営者側の負担が大きい
- 通信障害のリスクがある
- 表情が読み取りにくい
- 議決権の取り扱いが複雑

組合における制度改正への対応

今般の制度改正は従来の機関運営方式に新たな選択肢が追加されたものであって、必ずしもすべての組合が対応しなければならないものではありません。まず、組合においてどうしたいかを検討することが肝要です。組合の意向の内容によって、ルールの見直し議論、諸規定（定款、規約、規程等）の制定・改定の必要性、各種環境整備の必要性が求められますので、次のフロー図で、組合の意向と対応内容を確認してください。



◎制度改正・バーチャル組合総会開催に関する主なルール整備の対応（一例）

定款変更	規約改正	規程改正
招集手続	通信障害対策	円滑な議事運営
定款付与の権利制限	情報セキュリティ対策	開催形態（場所の有無）の決定プロセス
選挙制（選挙権の行使）	組合員等の出席環境整備	
議事録の記載事項	本人確認方法	

組合における制度改正への対応

多くの組合の定款では、総会の招集方法として、総会の開催日時や場所を招集通知に記載する旨を定めています。その場合、バーチャルオンリー型総会を開催することはできないため、バーチャルオンリー型総会を開催したい場合には、定款変更を行い、「場所」を定めない総会を導入する旨の規定を追加します。定款変更は総会決議（特別議決）となり、所管行政庁の認可を受ける必要があります。

【定款変更の規定例】

	新	旧
招集の手続	<p>第38条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的となる事項及びその内容並びに日時及び場所（当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。）又は開催の方法（当該総会の場所を定めない場合に限り、組合員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。）に記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。</p> <p>2～7 （略）</p>	<p>第38条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的となる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。</p> <p>2～7 （略）</p>
総会の議事録	<p>第45条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。</p> <p>2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 招集年月日</p> <p>(2) 開催日時及び場所（総会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総会の場所を定めなかった場合に限る。）</p> <p>(3)～(11) （略）</p>	<p>第45条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。</p> <p>2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 招集年月日</p> <p>(2) 開催日時及び場所</p> <p>(3)～(11) （略）</p>

旧条文のままであっても、法令の定めに基づき、「ハイブリット型総会」を開催することは可能です。

理事会における制度改正への対応

従来から議長の存在する場所等を「場所」と定めただうえで、テレビ会議方式のみで開催することができましたが、今般の改正省令の施行により、この方式を「ハイブリッド型」と整理されました。バーチャルオンリー型理事会を実施するためには、組合の定款において「場所」の規定がある場合、定款変更が必要です。

【定款変更の規定例】

	新	旧
理事会の議長及び議事録	<p>第50条 理事会においては、理事長がその議長となる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 招集年月日</p> <p>(2) 開催日時及び場所（理事会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（理事会の場所を定めなかった場合に限る。）</p> <p>(以下略)</p>	<p>第50条 理事会においては、理事長がその議長となる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 招集年月日</p> <p>(2) 開催日時及び場所</p> <p>(以下略)</p>

総会開催手続と具体的な改正点の概要

具体的な改正点の概要について、通常総会の開催手続の手順例に従って説明します。

「決算関係書類」「事業報告書」の作成

監事への「決算関係書類」「事業報告書」の提出

監事による監査、「監査報告」の作成・通知

理事会招集通知の発出

理事会の開催

★総会における開催形態（バーチャル出席の採用）に関する審議・決定

- ① リアル型（バーチャル出席なし）
- ② ハイブリッド型（リアル出席＋バーチャル出席）
- ③ バーチャルオンリー型（全員バーチャル出席）

★招集通知方法や通知（案内書面）の内容の決定、スケジュールの確認（総会日程の調整）

「決算関係書類」「事業報告書」の備置き

総会招集通知の発出（「決算関係書類」「事業報告書」「監査報告」の提供）

- ★定款で定めた方法に従って開催日時や場所（当該場所に存しない出席方法を含む、又、場所を定めない場合は開催の方法）を記載した総会招集通知（決算関係書類等も添付）を発出
- ★アクセス方法に関する情報や留意事項等の通知

権利行使通知書の返信・到達（総会開催準備）

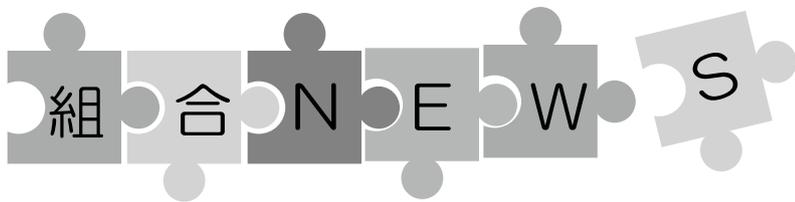
★通信テスト等、諸規定に基づく準備

通常総会の開催

- ★受付（本人確認）、稼働状況の確認
- ★議長の選任
- ★議事の運営（議決権の行使）、通信障害発生時の対応
- ★役員を選出（選挙権の行使等）

詳細については経済産業省が策定した「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務方針」、又は、全国中央会作成の「新しい総会制度導入ガイド～バーチャルオンリー型総会が選択可能になりました～」をご確認ください。なお、定款変更につきましては所管行政庁の認可が必要になりますので、ご検討されている方はお早めに栃木県中央会（028-635-2300）までお問い合わせください。



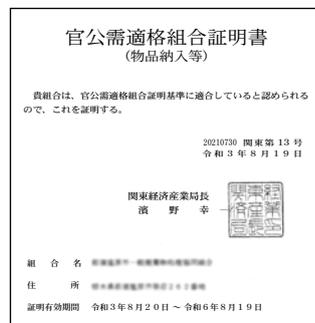


特別回
「官公需適格組合」特集

新しく「官公需適格組合」の証明を取得された組合をご紹介します！

令和3年度上半期、新しく2組合が官公需適格組合の証明を取得されましたのでご紹介いたします。

- **宇都宮建設事業協同組合**（工事）
代表理事 菊池三紀男
県及び市より、道路・河川等の維持管理業務等を共同受注
- **那須塩原市一般廃棄物処理協同組合**（物品納入等）
代表理事 大島三千三
市より一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、びん・缶類等）の収集運搬業務を共同受注



POINT 1 官公需適格組合制度とは？

官公需適格組合制度は、官公需（国及び公庫等や地方公共団体等の発注）の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約を十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを国が証明する制度です。申請区分として物品・役務関係、工事関係があります。

POINT 2 取得するメリットは？

国は、官公需法等の取り決めにより、中小企業者の受注機会の増大に努めること、中小企業者向けの契約目標額や官公需の発注に当たって、官公需適格組合を活用することを定めています。適格組合の証明を受けることで、発注機関からの信頼度が増し、優先的に発注をしてもらえることが考えられます。

POINT 3 全国と本県の取得状況

全 国：897組合(令和3年3月末現在) 物品関係・・・183組合 役務関係・・・504組合 工事関係・・・210組合
栃木県：17組合(令和3年9月末現在) 物品関係・・・2組合 役務関係・・・12組合 工事関係・・・3組合

中央会 **10月 イベントカレンダー**

日時	内容	場所	担当者
10/7(木) 13:30～	中小企業組合士養成講習会④	栃木県産業会館 7階会議室	沼尾・鈴木
10/7(木) 14:00～	非対面ビジネス促進事業全体講習会	コンセーレ (オンライン同時開催)	石下・佐藤
10/12(火) 13:30～	中小企業組合士養成講習会⑤	栃木県産業会館 7階会議室	沼尾・鈴木
10/14(木) 13:30～	中小企業組合士養成講習会⑥	栃木県産業会館 7階会議室	沼尾・鈴木
10/19(火) 14:00～	小企業者組織化特別講習会	ホテルニューイタヤ (オンライン同時開催)	面曾・鈴木
10/21(木) 13:30～	中小企業組合士養成講習会⑦	栃木県産業会館 7階会議室	沼尾・鈴木
10/26(火) 14:00～	県産品アソート推進事業 第1回講習会	ホテルニューイタヤ	駒場・小林
10/27(水) 10:00～	ものづくり企業展示・商談会 2021	マロニエプラザ大展示場	渡邊・下妻
10/28(木) 13:30～	中小企業組合士養成講習会⑧・閉会式	栃木県産業会館 7階会議室	沼尾・鈴木

※お問合せは【☎028-635-2300】までお電話ください。

景況レポート

～52名の情報連絡員による報告～

令和3年 8月分

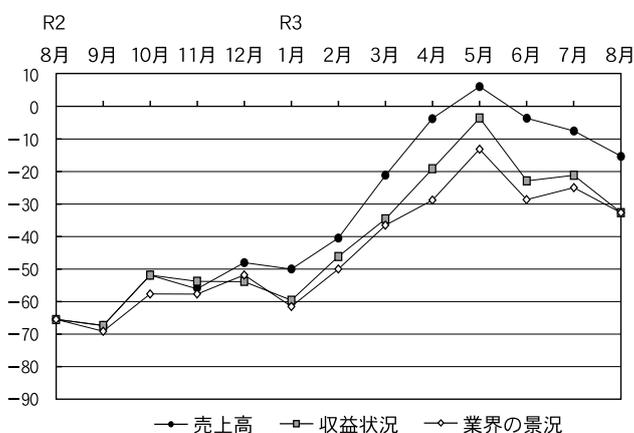
8月の県内DI値は、前月と比較して、売上高は-7.7ポイント、収益状況は-11.5ポイント、業界の景況は-7.7ポイント悪化した。東京オリンピックが開催されたものの、緊急事態宣言の発出により十分な経済活動ができず、前月まで改善が見られつつあった主要三指標に再び影響が出ている。また、原材料の価格高騰や部品の調達難が追い打ちをかけ、引き続き予断を許さない状況が続いている。

景況天気図（前年同月比のDI値）

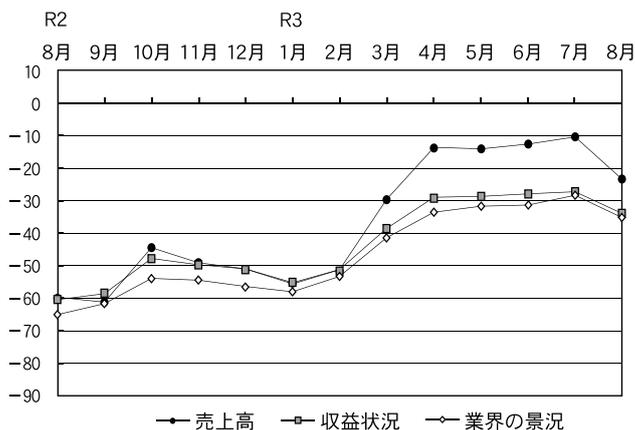
	全体	製造業	非製造業
売上高	-15.4	0.0	-29.6
在庫数量	-17.1	-12.0	-30.0
販売価格	0.0	8.0	0.0
取引条件	-13.5	-8.0	-13.5
収益状況	-32.7	-8.0	-32.7
資金繰り	-23.1	-12.0	-23.1
設備操業度	0.0	0.0	
雇用人員	-7.7	-16.0	0.0
業界の景況	-32.7	-12.0	-51.9

DI値の推移（対前年同月比）

▼栃木県



▼全国



※DI (Diffusion Index) 値とは、景気の動きをとらえるための指標です。各景況項目について「増加・好転」との回答した業種から、「減少・悪化」との回答をした業種の割合をもとに示しております。

30以上	10以上 30未満	-10以上 10未満
-30以上 -10未満	-30未満	

製造業	食料品		<p>昨年は全員に10万円の給付金などがあり、ある程度消費活動につながったが、1年以上コロナが続き経済環境が厳しい。特に今月の緊急事態宣言以降がひどい。(和洋菓子製造業)</p> <p>緊急事態宣言の発令等によるアルコール提供の自粛が業界に重く圧しかかっており、売上の激減が続いている。これから日本酒の造りの時期になるが、生産量を抑える蔵も出てくる事が考えられ、今年産の酒米も使い切れない可能性も出てきている。(酒類製造業)</p>
	繊維工業		<p>今月はお盆休みがあり稼働日数が少ないので何とか維持できたが、9月は減少する恐れがある。海外生産分がコロナの影響で国内生産にシフトする話はあるが、工賃が海外生産の工賃なので厳しい状況である。(縫製業)</p> <p>今月も昨年同時期に比べると受注状況は改善している。ただ、緊急事態宣言発出の影響から、お盆以降の受注、問い合わせは減少した。(網・レース・繊維粗製品製造業)</p>
	木材・木製品		<p>原材料の価格が安定せず、収益は悪化傾向にある。ウッドショックの影響の長期化が懸念される。(家具・建具製造業)</p> <p>コロナ禍中ではあるが、市況は少し動いている様子。(建具製造業)</p>
	印刷		<p>印刷物もペーパーレス化で需要が減少している。同業者間の競争とネット印刷の影響で価格破壊状態。コロナで落ち込んでいた前年同月より悪化している。(印刷業)</p>
	窯業・土石製品		<p>鉄鋼向けは、順調に出荷しており前年並みの推移。肥料関係は、価格改定の影響で若干減少気味となった。建材関係は、碎石、土質ともに減少傾向。全体では、若干の減少となった。(石灰製造業)</p>
	鉄鋼・金属		<p>材料費値上がりのため、銅、シンチュウ、鉄などの製品価格も値上げになった。(金属製品製造業)</p>
	一般機器		<p>前年同月比の場合には改善されているが、前月・前々月比較では落ちてきている。8月で稼働日数が少ないこともあるが、半導体・ワイヤーハーネスの不足状態が続いて景気押し下げ局面になっている。トヨタの看板方式が最強の経営戦略のようにもはやされてきたが、見直し局面に来ているように思われる。(一般機械器具製造業)</p>
非製造業	卸売業		<p>当団地組合では引き続きコロナの影響を受けているが、全体として売上高、収益状況、業況等は前年同期に比べ改善の傾向にある。団地内従業員向けのワクチン接種については各企業において対応しているが、市内の企業から職域接種の案内があり未接種約140名の接種予約が出来た。(種商品卸売業)</p>
	小売業		<p>緊急事態宣言により時短営業を行う飲食業では、アルコール提供なしの営業では商売にならず休業するところも多い。食材納品業も関連しているため、商品が動かない。(食肉小売業)</p> <p>主力であるアパレル、宝飾系等の落ち込みは3割近い状態が続いている。対してサービス業系の業種は前年を超えているテナントも多く、消費者の購買意識が大きく変化してきている。(各種商品小売業)</p> <p>お盆商戦は期間を通じてよく売れたが、暑さのため花の開花が全体的に前進傾向で、お盆の需要期には品薄高値相場となった。この時期は花の持ちが悪いので、お盆以外の店頭動きは弱い。また、緊急事態措置により婚礼宴会やイベントも少なく、厳しい状況にある。(花・植木小売業)</p>
	サービス業		<p>緊急事態宣言下となり、市内全域のホテルの稼働率は平均30%にも届かない状況。第5波が想定以上に大きくさらに先が見えなくなった。飲食店は休業か時短営業になり厳しい状況。(旅館・ホテル)</p> <p>宅配関係の物流業務の受注額が前年よりやや少なくなっている。高齢者宅の片付けによるごみ処理の仕事が増えている。(ビルメンテナンス業)</p>
	建設業		<p>今年度の公共工事が発注されてきており、組合員の各社は工事の受注をしている状況であるが、さらなる工事の発注を望んでいるところである。(建設業)</p>
	運輸業		<p>燃料(軽油)が前年より高騰している。医療関係の輸送、オリンピック等の臨時便の仕事が増加した。コロナ関係で昨年より悪化しているが、ここにきて関連倒産が増えてきており、状況は悪く、先が見えない状況である。(貨物自動車運送業)</p> <p>日中はもとより20時以降の人流は減少し続け、売上に関しても大幅に減少している状況。事業者が営業に出ている、いつ、どこで感染してしまうのか心配している現状である。(一般乗用旅客自動車運送業)</p>
	その他の非製造業		<p>組合員各事業所は、昨年同月比では上向きつつあるものの、コロナの緊急事態宣言次第では今後も昨年並みに戻るのではないかとの声もある。(大谷石採石業)</p>

※情報連絡員の方より頂いたコメントの中から一部掲載しています。
集計結果の詳細は本会HP (<http://www.tck.or.jp/>) をご覧ください。

宇都宮卸商業団地協同組合

専務理事 櫻岡 一男 さん

必要なものを必要な分だけ、適切に卸す——物流インフラの北関東中枢基地を目指す宇都宮卸商業団地協同組合。

東京ドーム約4個分の広大な土地には、食料品や化粧品、資材などの卸売業者の他、小売業やサービス業など多彩な業種が集積し、栃木県はもとより北関東一円の流通拠点となっています。

今回は同組合の櫻岡専務理事に、組合の設立の経緯や活動状況についてお話をお伺いしました。



櫻岡専務理事

初めに組合設立の経緯について教えてください。

当組合は昭和43年、宇都宮市内の卸売業者49名により設立されました。その当時は高度経済成長の真ただ中、モータリゼーションが進展し、通勤・物流は車が中心的手段となったことから、交通事情の悪化が日に日に深刻化していた時代です。市内卸売業者はその多くが宇都宮市街地に所在していたため、交通渋滞や店前の駐車禁止等により次第に事業経営にまで支障をきたすようになり、組合として早期の対応が求められていました。

そこで設立から2年後である昭和45年、卸売活動機能の効率化を図ることを目的に、集団化計画に基づく卸団地造成に着手しました。昭和47年には組合会館が完成し、本格的に団地組合としての活動がスタートしました。

当団地が発足以来、東北新幹線や東北自動車道・新4号国道など高速交通網の整備や、北関東自動車道の全線開通により、北関東地域の流通拠点としてその重要性を増してきていると感じています。

組合での活動について教えてください。

当組合では、共同施設である会議室や共同倉庫・駐車場の設置及び管理と、人材育成をメインとした情報提供事業、予防接種や日帰り旅行などの福利厚生事業を行っています。

特に情報提供事業については当組合の“ウリ”となる事業で、組合員同士の交流の場である「懇話会」「にじいろ会」のサポートや各種研修会の企画開催を行っています。

「懇話会」は、組合員企業の若手経営者の交流を目的に昭和52年に設立され、現在は17名のメンバーが所属しています。主に月1回ランチミーティングを開催し、各社の近況報告や課題共有を行う他、講座や勉強会の開催、家族合同での研修旅行を実施しています。また、組合員企業とそこで働く方々を対象に「満足度アンケート調査」を行い、団地組合の“強み”となるような事業の検討を行っています。組合の次世代を担うメンバー同士、連携を密にすることで、時代に即した組合づくりができると思いますので、とても期待しています。



「懇話会」の様子

「にじいろ会」は、組合員企業で働く女性の集まりとして平成26年に発足されました。女性社員の多くは内勤職であり、職場外での刺激や人脈づくりのきっかけが少ないことを問題

視した組合女性役員が、団地内の女性のキャリアアップに繋がる機会を創ろうとしたことが始まりです。毎月お昼の時間帯に集まり、「コロナ禍における働き方の変化」「職場環境の改善」「業務上のコミュニケーションで工夫していること」など、その時々テーマに基づいて意見交換を行っています。このほか研修会も実施しており、昨年は下野新聞社の方をお呼びして「下野新聞活用講座」を実施しました。ちなみに、全国卸商業団地協同組合連合会（商団連）に所属している加盟101団体（当時）の中で、女性による自主組織の設立は、にじいろ会が初めての事例です。団地の価値向上や活性化にとって、重要な役割を担っていますね。



「にじいろ会」の様子

また、昨年度より、商団連が実施する「卸商業団地機能向上支援事業」を活用した組合会館のリノベーションに向けた取り組みを開始しました。現在の組合会館は竣工から約50年経ち、設備の老朽化や自然災害発生時の不安要素などが目立ち始めています。そこで昨年より、リノベーション基本計画策定に取り組んでいます。これまで組合員企業に対し、必要と考える会館の機能やニーズについてアンケート調査を行ったほか、県外卸団地組合を4か所視察しました。視察を行うことで、防災・復興に対する取り組みや今後の組合運営の考え方について学ぶことができ、大変参考になりましたね。



他県組合への視察の様子

新たな組合会館は、多機能会議室やシェアオフィス等の設置により、これまで組合に馴染みのなかった方にも開かれた場所とし、さらに災害発生時には地域の防災拠点の一つとして組合員や地域住民の安全を確保できる施設に生まれ変わる予定です。現在はリノベーション後のイメージについて検討を重ねているところです。コロナ禍で予定通り進むか不安もありますが、完成が楽しみです。

今後の展望について教えてください。

平成30年、懇話会により、「団地プライドの醸成・働き甲斐のある団地づくり」について提言がなされました。組合会館のリノベーションにより、地域と団地を繋ぐコミュニケーションプラザとなるよう、当組合でも様々な事業を展開していきたいです。まずは、組合員企業の従業員同士での交流の場をつくりたいと考えています。なかなか団地内企業間でコミュニケーションを取る機会が少ないので、組合が主導となり企画していきたいと考えています。また、団地内企業と地域住民が参加できるようなイベントも開催したいですね。いずれもコロナが落ち着いたらになります。早く収束してほしいと願うばかりです。

最後に中央会に期待することを教えてください。

中央会には様々な支援事業があり、当組合でも積極的に活用させていただいています。組合が日々ステップアップしていくためにも、引き続き組合運営に関する充実した支援と情報提供をお願いしたいです。今後ともよろしく願いいたします。

代表者	羽石 光臣 (株)ローラン 代表取締役会長
設立	昭和43年3月26日
所在地	栃木県宇都宮市問屋町3172-1
電話	028-656-2323
組合員数	43人

本日はありがとうございました。

本稿で組合インタビュー「この人に聴く」は30回目を迎えました。そんな記念すべき今回は、緊急事態宣言下ということで、初めてのZoom取材とさせていただきます。対面でない取材に不安がりましたが、櫻岡専務理事の人柄のお陰で楽しく取材することができました。そんな櫻岡専務理事の趣味は中学時代の仲間とゴルフをすることだそうです。体力が続く限りやりたいと楽しくお話していただきました。櫻岡専務理事、ありがとうございました。



Zoom取材の様子

10月は「中退共」加入促進強化月間です！

中小企業退職金共済制度（以下、中退共制度）は、中小企業退職金共済法に基づく国の制度であり、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与すること等を目的とされた制度です。

POINT ① 国の掛金助成

新しく中退共制度に加入する事業主及び掛金月額を増額する事業主に対し、国が掛金の一部を助成します。

POINT ② 税法上の優遇

中退共制度の掛金は、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

POINT ③ 簡単な管理

毎月の掛金は口座振替で納付でき、加入後の面倒な手続きや事務処理もなく従業員ごとの納付状況、退職金額を事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。

POINT ④ 短時間労働者及び家族従業員も加入可能

短時間労働者には一般の従業員より低い特例掛け金月額を設けています。また、新規加入時の掛金助成に上乘せがあります。

POINT ⑤ ポータビリティの拡充

厚生年金基金・特定退職金共済からの資産移行、企業年金制度との間の資産移行が可能です。

街の掛金助成サポート

宇都宮市・佐野市・小山市・那須塩原市・那須町・鹿沼市・矢板市 では掛金の一部補助がございました。詳しくは実施先の担当までお問い合わせください。



中退共ホームページ

■お問合せ先

栃木県中小企業団体中央会（☎028-635-2300）
中小企業退職金共済事業本部（☎03-6907-1234）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

栃木県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方を対象とした保証制度をご用意しています。詳しくは、当協会ホームページ又はお近くの金融機関までご相談ください。

保証制度の概要

金融機関からの継続的なサポートを受けながら
早期経営改善を目指す方

■伴走支援型特別保証

保証限度額：4,000万円
保証期間：10年以内（据置期間5年以内）
対象要件：セーフティネット4号,5号,危機関連保証の
いずれかの認定を受けた方(売上減少15%以上)
保証料率：実質0.2% ※国からの補助が適用されています
必要書類：経営行動計画書,市町長の発行する認定書 他

認定支援機関の助言を受けて策定した事業再生計画
を基に事業の再生に取り組む方

■事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）

保証限度額：別枠 2億8,000万円
保証期間：15年以内（据置期間5年以内）
対象要件：債権者間の合意が取れている計画を基に
事業の再生に取り組む方
保証料率：実質0.2% ※国からの補助が適用されています
必要書類：債権者間の合意が取れている計画 他

※いずれの保証制度も一定の要件を満たすことで、経営者保証を免除することができます。

確認しましょう！ 最低賃金
栃木県最低賃金が 時間額 882円 に！

— 改正発効は 令和3年10月1日 から —

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。

なお、特定の産業には、特定最低賃金が定められています。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（028-634-9109）

又は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も。

最低賃金引き上げに伴う雇用維持への支援策（令和3年9月末現在）

◎雇用調整助成金等の要件緩和

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

〈お問合せ先〉 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター ☎0120-60-3999

◎業務改善助成金の内容の拡充

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

〈お問合せ先〉 業務改善助成金コールセンター ☎03-6388-6155



厚生労働省
ホームページ



厚生労働省
ホームページ

栃木労働局からのお知らせ

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。詳細は下記までお問い合わせください。

〈お問合せ先〉 栃木労働局雇用環境・均等室（028-633-2795）

新しい働き方・休み方を
実践するために
年次有給休暇を
上手に活用しましょう

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中央会からのお知らせ

～中小企業組合検定試験のご案内～

中小企業組合士制度は、中小企業組合に従事する役職員の資質の向上を図るため、その職務の遂行に必要な知識に関する試験を行い、試験合格者の中から一定の実務経験を有する者に対し、中小企業組合士の称号を与える制度です。現在、全国で約3,000名の中小企業組合士が登録されており、組合はもちろん中小企業団体中央会、商工組合中央金庫等でそれぞれの分野において活躍されております。

中小企業組合士はまさに組合運営のエキスパートです！ぜひチャレンジしてみたいはいかがでしょうか？

- 試験科目 組合会計、組合制度、組合運営
一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。
- 試験日 令和3年12月5日(日)
- 試験地 栃木県の方は、最寄り試験地で東京会場となります。詳細はお申し込みの際お伝えいたします。
- 受験料 6,600円(消費税込み)
※一部科目免除者については5,500円(二科目受験)、4,400円(一科目受験)。
- 受験申込 願書に受験料を添えて申し込み
(受付期間：令和3年9月1日(水)～10月15日(金))
- 合格発表 令和4年3月1日

Let's Try! 組合士試験!

(設問) 役員は必要常置の機関であり、常に定款に定めた定数を充足すべきであるが、欠員が生ずることあることもある。この場合、役員の数 **A** を超える欠員が生じた場合に **B** の補充義務が法律に規定されている。

- ① A：4分の1 B：2か月以内
- ② A：2分の1 B：2か月以内
- ③ A：3分の1 B：3か月以内

中小企業組合検定過去問題(制度)
解答はp11にあります。

編集後記

あっという間に10月になり、朝晩が冷えるようになりましてね。今年の夏は全国的に雨がが多く、例年に比べて涼しい夏だった気がします。コロナ感染拡大が未だに落ち着きを見せない状況ではありますが、爽やかな秋を満喫したいですね。ところで皆さんは、スポーツの秋、食欲の秋、読書の秋…どのように秋を楽しめますか？巡回時にぜひ教えてください。ちなみに私は、食欲の秋！「お芋スイーツ」を食べるのが楽しみです。

「令和3年度経営者セミナー・異業種交流会」 開催の見送りについて

本年度に開催を予定しておりました上記交流会につきまして、新型コロナウイルス感染症の収束に目途が立たない状況を鑑み、参加者及び関係者の皆様の健康・安全面を第一に考慮した結果、大変残念ながら、昨年に引き続き今年度も開催を見送ることといたしました。参加をご検討いただいております皆様には、ご迷惑をおかけし深くお詫び申し上げます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。